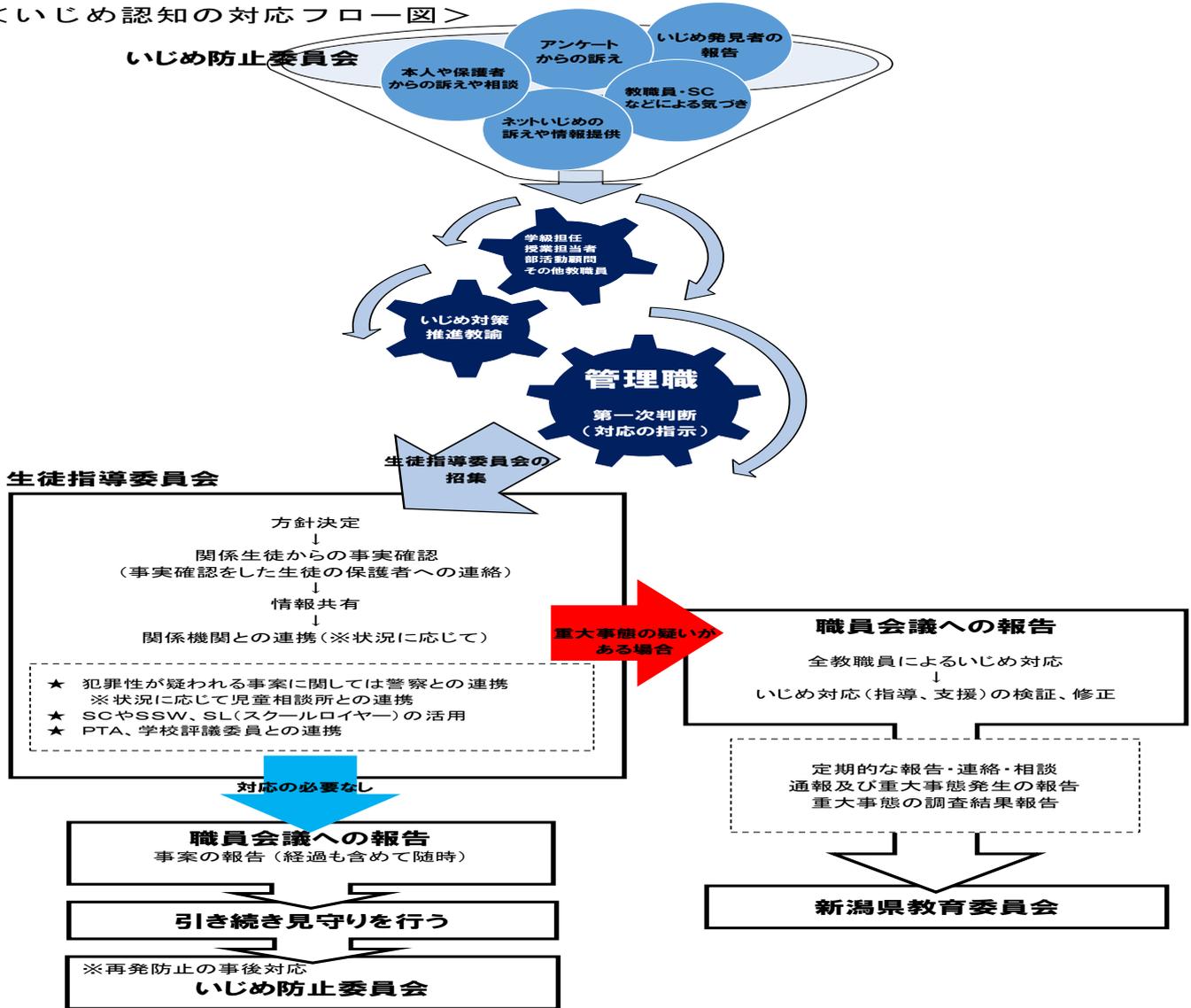


# 令和3年度におけるいじめ認知件数について

県立新津南高等学校長

いじめ防止対策推進法及び新潟県いじめ等の対策に関する条例における「いじめの定義」「いじめ類似行為の定義」(下記参照)に基づき、本校でいじめ事案として認知した件数は5件です。なお、本校におけるいじめ事案の対応は以下のとおりです。

## <いじめ認知の対応フロー図>



### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

### 【いじめ類似行為の定義】

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性(がいぜんせい)の高いもの」とされている。